

天王寺区地域防災リーダー設置要綱

（目的）

第1条 本要綱は、天王寺区において、台風、豪雨、地震、大規模火災などによる被害を未然に防止し、若しくは被害を軽減し、又は予防するため自主防災組織を強化し、防災活動に指導的役割を担う天王寺区地域防災リーダー（以下「地域防災リーダー」という。）に関し、必要な事項を定める。

（活動）

第2条 地域防災リーダーは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）災害発生時における情報の収集連絡、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等、災害応急対策に関すること
- （2）防災、災害救助に必要な知識、技術の習得に関すること
- （3）防災の知識の普及および防災活動に必要な資材の運用に関すること
- （4）その他災害の予防又は防止に関すること

（地域防災リーダー等）

第3条 地域防災リーダーは、天王寺区地域振興会（赤十字奉仕団）災害救助青年部設置要綱に基づき選出された災害救助青年部員をもって充てる。

- 2 前項設置要綱第5条に基づき提供される個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に基づき適切に取り扱うものとする。

（組織構成）

第4条 地域防災リーダーは、区代表、区副代表、地域代表、地域副代表をおく。

- 2 区代表は、天王寺区地域振興会（赤十字奉仕団）災害救助青年部（以下「青年部」という。）の区代表をもって充て、地域防災リーダーを総括する。
- 3 区副代表は、青年部の区副代表をもって充て、代表を補佐し、区代表に事故がある場合はこれに代わる。
- 4 地域代表は、青年部の連合代表をもって充て、地域の情報、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水各班のすべてを統括する。
- 5 地域副代表は、青年部の連合副代表をもって充て、情報、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水各班の班長としてその各班の地域防災リーダーを総括する。
- 6 地域防災リーダーは、情報、初期消火、救出・救護、給食・給水各班の副班長として活動する。

（装備品の支給）

第5条 天王寺区長（以下「区長」という。）は、地域防災リーダーに対し、次に掲げる防災活動に必要な物品を支給する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 防災服（上下、帽子、ベルト） | 一式 |
| (2) 防雨衣（上下） | 一式 |
| (3) 革手袋 | 一双 |
| (4) 安全靴 | 一足 |
| (5) ヘルメット | 一個 |

（保険）

第6条 区長は、地域防災リーダーが訓練や災害救助活動時に負傷した場合の補償を行うための保険に加入し、そのための経費を負担する。

（任期）

第7条 地域防災リーダーの任期は2年とし、災害救助青年部員の任期と同一とする。
ただし、再任は妨げない。

2 任期中に地域防災リーダーに変更があった場合における後任の地域防災リーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域防災リーダーに関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。